

日本教育医学会研究助成規程

1. 対象

日本教育医学会の会員を対象として研究助成する。

2. 助成の目的

教育医学に関する研究課題に対して助成を行い、会員の研究活動促進を図る。また、その研究成果を本学会に発表、報告することを義務とし、学会活動の更なる活性化、促進化を図る。

3. 助成件数

助成件数は、原則として1~2件程度とする。

4. 助成額

助成額は、総額30万円までとし、該当者が複数の場合、助成額の配分は研究助成審査委員会が決定する。

5. 申請資格および応募方法

本学会の会員である個人またはグループとする。グループの場合は、全てのグループメンバー（研究分担者）および研究協力者が本学会の会員でなければならない。但し、研究遂行上必要な場合、非会員を研究分担者および研究協力者とする事由を申し出、その事由が研究助成審査委員会に認められれば、この限りではない。なお、研究代表者として申請する件数は、会員1名につき1件を限度とする。

申請者は申請書に必要事項を記入し、事務局宛に書留（簡易書留可）にて郵送する。

6. 助成期間

助成期間は、原則として当該助成年度の交付から翌年の7月末日までとする。なお、研究のスケジュールによっては、複数年（原則2年）の助成期間延長を認めることがある。

7. 助成金の使途

調査・研究に直接関係した費用（備品購入費、消耗品購入費、旅費、謝金等）とする。収支決算に残額が生じた場合は、残額を本学会に返還しなければならない。

8. 選考方法

研究助成審査委員会において厳正に審査、選考し、理事会において承認する。

9. 研究成果等の報告義務

助成を受けた者は、申請に基づく助成期間終了後、次の3点を履行する。1) 助成期間終了後1ヶ月以内に収支報告書を本学会に提出する。2) 助成期間終了後2年以内に「教育医学」に研究論文（原則原著論文）を掲載する。3) 助成期間終了後2年以内に本学会大会にて研究発表する。

なお、他に論文掲載や発表をする場合、本学会からの研究助成によることを明記、明言する。

上記の報告義務が為されない場合は、助成金を全額返還しなければならない。その他の処分については、理事会で決定する。

10. 助成決定の通知

助成決定の通知は、会長が文書にて申請者に通知する。

11. 助成金の交付

助成金の交付は、原則として学会年度初め（8月）とし、指定の口座に振り込むこととする。

12. 付記

その他、研究助成の運用に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年8月20日に改訂。